

千代丸君とするめ〜に

今回の議会基本条例の改正の内容を教えてくださいました。



ねえねえ、千代丸君、議会基本条例ってな〜に？



議会の在り方を町民に対して宣言するもので、議会の「最高規範」なんだよ!!
規範っていうのはね、何をしなければならないか、何をしてはいけないかというルールのことだよ。

どうして変えることにしたの？

条例ができてから10年がたったんだよ、それでね、※1今まで取り組んできたことが条例に入っていないし、もっと議会としてできることがあるから変えることにしたんだよ。
変えようとした目的は、大きく7つあるんだよ。

基本条例のどんなところが変わったの？

全部で28条あるんだけど、すべての条文で分かりづらいことばの整理をしたんだよ。
変えようとした目的は、大きく7つあるんだよ。

- 1 既に実施していて、基本条例に盛り込むべき事項の追加等
- 2 住民に、「傍聴・参加」ではなく、「参画」を促す意識を持って改正
- 3 「不当要求行為等を防止する条例」から「政治倫理条例」に拡充するための改正
- 4 議決事件（町民憲章・宣言、友好市町村締結、町花・町木）の追加
- 5 文書質問関連資料の請求の明記
- 6 専門的知見・公聴会・参考人制度の活用の明記
- 7 「条例のつくり」条項の削除

次のページに議会基本条例の改正内容が記載してあるから、読んでみてね。
変わったところを太字下線にしてあるからね。

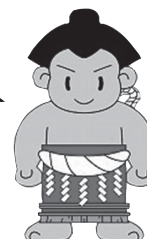


へえ〜
変えるの大変
だったんだね。

※1

今まで取り組んできたことは、いっぱいあるけど主なものは次のとおりだよ。

- ・町民に対する議会評価、議員評価の公表
- ・一般質問等答弁事項進捗状況調査（追跡調査）
- ・議会独自の事務事業評価の公表
- ・事務局職員人事の事前協議
- ・所管事務調査報告書等の行政への手交



千代丸君に主要な改正条項を教えてくださいました。
議会基本条例の全文は、議会ホームページをご覧ください。



7つの改正目的のうち、主な条文を説明するね。 ぞすこい!!

◎ 既に実施していて、基本条例に盛り込むべき事項の追加等

(町民参画・町民との協働)

第7条第6項 議会は、町民に対し、議会評価、各議員の選挙公報・議員評価等において、公約の実現性、議案等に対する議員個々の採決態度を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報を提供する。

(町長等と議会・議員の関係)

第8条第5項 本会議等における議員の一般質問、議案審議における町長等の答弁について、その後の対応を調査して公表する。必要な事項は、福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱（平成26年議会要綱第1号）で定める。

(町長による政策形成過程等の説明)

第9条第1項第7号 政策等の予算額の積算根拠、将来にわたるコスト計算

(予算・決算における政策説明資料の提出)

第10条第3項 議会は、行政事務事業評価について、議会独自の評価を加え公表する。

(議員定数・歳費)

第14条第3項 議員定数・歳費の改正に当たっては、本条例第20条に規定する附属機関で別に条例で定める福島町議会基本条例諮問会議、参考人制度・公聴会制度（地方自治法第115条第2項）等を十分に活用して町民の意見を聴取し、適正な議員定数・歳費の確立を期す。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会・議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。事務局職員は、積極的に研修に参加し、日々、自己研鑽に精励する。

2 議長は、事務局体制の強化を図り、事務局職員の人事に当たっては、任命権者として町長と事前に協議する。

(委員会の活動)

第24条第3項 議長は、所管事務調査の委員会報告書を執行者側に説明のうえ手交する。

4 委員会は、第10条第3項に規定する行政事務事業評価を、各議員の評価を経て、所管ごとに行う。

5 行政事務事業評価について必要な事項は、福島町議会行政事務事業評価要綱（平成31年議会要綱第4号）で定める。



次は、2つ目以降の説明をするね。

読むの疲れちゃった？ がんばって読んでね。 ぞすこい!! ぞすこい!!

2つ目の目的は、町民の皆さんが、今までは、議会を見に来て、聞くだけだったけど、もっと議会に加わってもらって、意見を言ってもらうための改正なんだよ

◎ 住民に「傍聴・参加」ではなく、「参画」を促す意識を持って改正

(目的)

第1条 自治と分権の時代にふさわしい地方政府を担う議会・議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、「わかりやすく町民が参画する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を主体とした取組を行い、福島町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第5条 議会は、町民自治の機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじるとともに、町民に開かれた議会、町民参画を不断に推進する議会を目指して活動する。

5 議長は、議案の審議に用いる資料等を傍聴（以下「参画」）者に提供することによって、参画者による審議内容の理解の促進と町民の参画意欲を高める議会運営を行う。

6 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由・再開の時刻を参画者に説明する。

7 参画について必要な事項は、福島町議会参画奨励条例（平成31年条例第11号）で定める。

(町民参画・町民との協働)

第7条第2項 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等全ての会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ちいつでも参画できるよう運営する。

7 議会は、多くの町民が参画できるよう、平日の夜間、土曜・日曜日に会議を開催するよう努める。

8 議会は、町民の参画と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民と議員との懇談会（議員報告会）を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。

◎ 「不当要求行為等を防止する条例」から「政治倫理条例」に拡充するための改正

(議員の政治倫理)

第4条第2項 議員の政治倫理等に関する必要な事項は、福島町議会政治倫理条例（平成31年条例第10号）で定める。

◎ 文書質問関連資料の請求の明記

(文書質問・関連資料の請求)

第12条 議員は、通年議会の制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、町長等に対し議長を経由して文書質問を行い、関連資料を請求することができる。

2 前項に関して町長等は、誠実に対応し回答する。

※ 紙面の都合上、改正目的の全てを説明できませんでした。
議会ホームページで議会基本条例をご覧ください。